

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 0 4 号		
件 名	一般住宅に設置する太陽光発電設備や資本関係100%同士の事業者の入札参加について		
要 旨	<p>2022年12月より、新潟市もようやく一般住宅太陽光発電設備の補助金受付を開始。現状、新潟市は一般住宅の建築申請時には、太陽光発電設備設置の届出は不要で、資料等何も要らない。火災・災害時における感電・発電リスクの安全性、危険性を設置者に周知していない。パネルが落下し破損して瓦礫の下にあったとしても、パネルが発電し不用意に触ると危険。また、配線が切断され建物に触れている場合は金属の柱を伝い感電したり、水に伝わって感電することもあるため、補助金の支出に当たっては、近隣同士で光害問題をはっきりすること。</p> <p>国も速化事業として創意工夫しているが、補助と同時に行政、業者、設置者が横展開することや、津波や浸水、火災の対応が全く不十分です。エラーチェーンを断ち切る措置が必要で、各部局で情報の共有をしてほしい。</p> <p>次に、各区役所建設課や関係部局では、資本関係（持ち株100%）同士の同一入札の参加制限を積極的に認めている（公募、指名）。上越市、長岡市、新発田市、村上市、佐渡市等の他市町村は認めていない。地域によっては、入札無効や指名停止の対象になるところもある。新潟市は、同一会社とみなされても公平性が確保できているから問題ない。談合問題が生じやすいとインターネット等での声もあるが、談合防止システムは完璧だから入札の参加を認めている。国土交通省は、地方整備局に入札の参加制限を案内しているが、新潟市は、国の問題であって当てはまらないと言う。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>		
付 託 年月日 委員会	令和4年12月5日	第1項 第2項	環境建設常任委員会 総務常任委員会
受 理	令和4年11月21日	第407号	

陳情者も、実効ある競争の確保や視点、原点から、制限を加える措置は必要ないと思う。持ち株 100%という理由だけで排除すると、経営統合のメリットを失わせることになりかねない。

よって、全ての部局において物販等も内部統一して、持ち株 100%同士の入札参加を求め陳情いたします。

記

- 1 一般住宅の太陽光発電設備設置は各部局で安全対応の情報を共有すること。
- 2 資本関係 100%同士の事業者の入札参加は、全ての部局で他市町村と違い、制限を加える措置はしないこと。